

令和8年度2次募集

やまぐち文化プログラム

若手文化人等スキルアップ支援事業

助成金の募集案内

募集期間

令和8年8月17日(月)～9月14日(月) [当日消印有効]

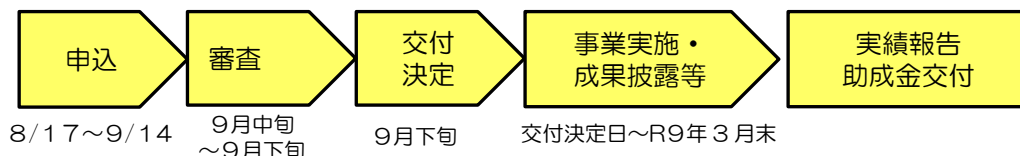
事業概要

◎地域文化を支える若手文化人・団体等のスキルアップ!

◎他分野との連携・交流等により、企画調整スキルの向上、ネットワーク構築!

助成対象要件	- 文化人材バンク「パフォーマーズやまぐち」に登録している個人または団体(申請時登録もOK!) - 事業対象期間: 令和8年10月1日～令和9年3月31日
助成対象事業	- 次期指導者の育成を目的とした研修会の実施や参加外部講師の招へい - 他分野との連携・交流による発表会等の開催 ※過去に採択した事業は対象となりません。 (研修を目的とした事業は除く) ※令和8年度1次募集に応募済の場合は対象外です。 (1次募集: R8.3～4月募集、R8.5月交付決定分) 
助成対象経費	謝金、研修費、通信連絡費、運搬費、宣伝・印刷費、会場・設備使用費、消耗品費 ※詳細は「かるっちゃやまぐち」ホームページに掲載している 交付要綱をご参照ください。
助成額	助成対象経費の1/2以内(上限10万円) ※応募多数の場合は、予算の範囲内において補助します。

助成金交付
までの流れ



申込方法



やまぐち文化プログラム情報サイト[カルチャヤマグチ]

Cul-ちゃやまぐち から申請書様式等をダウンロードし、必要事項をご記入の上、
下記申込先にメールまたはご郵送ください。

かるっちゃ やまぐち

検索

[<https://cul-cha.jp/topics/2730>]

お申し込み・お問い合わせ先

やまぐち文化プログラム実行委員会(山口県文化振興課内) 〒753-8501 山口市滝町 1-1
【TEL】083-933-2610 【FAX】083-933-4829 【Email】a19300@pref.yamaguchi.lg.jp

よくあるご質問等について

Q1：具体的には、どのような事業が対象になりますか？

文化芸術のスキルアップにつながる事業です。例えば、地域文化団体の若手指導者の確保・育成等を目的に講師を招聘して実施する研修会、他分野との連携・交流等による発表会などを企画実施することで、個人や団体の活動を活性化させる取組などです。

＜事業例＞

- ・子どもたちへ地域文化を教える指導者養成のための外部講師招聘費用
- ・研修会等の実施経費、参加費用
- ・他の文化芸術分野の団体と連携した発表会等の実施経費
- ・保育園や福祉施設等での発表会やワークショップの実施経費



Q2：「文化芸術」にはどのような分野が含まれますか？

やまぐち文化芸術振興プラン(第3次)における計画の対象範囲を分野としています。

- 芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術、その他）
- 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、奇術、大道芸 その他）
- 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、地芝居、その他）
- 生活文化（茶道、華道、書道、ファッション、民族衣装、着付、礼道、食文化
造花、押し花、盆栽、その他衣食住に関わる文化）
- 国民娯楽（囲碁、将棋、かるた、トランプ、カラオケ その他）
- 民俗芸能、伝統行事（民踊、神楽、獅子舞、盆踊り その他）
- その他（景観、自然環境、その他）

Q3：県外の研修会を受講したいです。この場合、旅費・宿泊費は対象になりますか？

県外の研修会を受講し、文化芸術に関するスキルアップを図り、その後県内において、それらの成果を披露する取組を実施する場合に限り対象となります。

Q4：イベント実施に係る経費も対象となりますか。

他分野等と連携・交流を図り、企画力向上やネットワーク構築により、自分たちの団体等の活動を活性化させる発表会等のイベントについては、対象となります。

Q5：申込方法を詳しく教えてください。

- ① ホームページ「Cul-ちゃ やまぐち(かるっちゃ やまぐち)」にアクセスし、申請に必要な様式集をダウンロードして下さい。（<https://cul-cha.jp/topics/2730>）
- ② 申請には、1号様式(交付申請書)、2号様式(事業計画書)、3号様式(収支予算書)、その他申請者の概要が分かる書類等が必要です。
- ③ 申請書類一式を、「やまぐち文化プログラム実行委員会」まで郵送あるいは電子データをメールしてください。
- ④ 9月下旬を目途に、審査結果等を申請者に郵送します。

Q6：今年度はオンライン配信による事業は対象となりますか。

令和7年度までは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、オンライン配信に関連する取組を助成対象としておりましたが、近年における動画共有サービスの急速な普及状況等を勘案し、令和8年度からは当該事業を助成対象外とさせていただきます。